

令和4年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|---------------------------------------|
| 1. 開催日時 | 令和4年12月9日 | 市民課長補佐 | 二宮 国男 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | 市民課係長 | 松田 望 |
| 1. 開 会 | 令和4年12月9日 | 市民課係長 | 小野 恵 |
| | 午前9時00分 | 福祉課長補佐 | 大内 俊二 |
| 1. 閉 会 | 令和4年12月9日 | 福祉課係長 | 三好 和義 |
| | 午後1時22分 | 福祉課係長 | 竹内 奈美 |
| 1. 出席委員 | | 長寿介護課長補佐 | 竹中 千恵 |
| 委員長 | 竹崎 幸仁 | 長寿介護課係長 | 野本 伸治 |
| 副委員長 | 酒井 宇之吉 | 長寿介護課係長 | 山下 元紀 |
| 委員 | 宇都宮久見子 | 子育て支援課長補佐 | 信宮 佳子 |
| 委員 | 中村 一雅 | 子育て支援課係長 | 村上 真紀 |
| 委員 | 二宮 一朗 | 子育て支援課係長 | 清家 亮 |
| 委員 | 森川 一義 | | |
| 1. 欠席委員 | | 1. 出席議会事務局職員 | |
| なし | | 書記 | 大森 恵津 |
| 1. 出席説明員 | | 1. 会議に付した事件 | |
| 医療介護部長 | 藤井 兼人 | 議案第106号 | 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について |
| 生活福祉部長 | | 議案第116号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| 兼福祉事務所長 | 一井 健二 | 議案第117号 | 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 西予市民病院事務長 | 麓 寿春 | 議案第118号 | 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 野村病院事務長 | 垣内 千幸 | 議案第119号 | 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| つくし苑事務長 | 岩本 博文 | 議案第120号 | 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について |
| 人権啓発課長 | 山下 一彦 | 議案第138号 | 西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について |
| 環境衛生課長 | 大塚 義導 | 議案第141号 | 西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について |
| 健康づくり推進課長 | 大野本 敦 | 議案第151号 | 令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号) |
| 市民課長 | 谷口 佳代 | 議案第152号 | 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 福祉課長 | 池田いずみ | 議案第156号 | 令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 長寿介護課長 | 土居 文人 | 議案第157号 | 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) |
| 子育て支援課長 | 宇都宮 博 | | |
| 明浜支所生活福祉課長 | 佐々木邦仁 | | |
| 野村支所生活福祉課長 | 辻 信一 | | |
| 城川支所生活福祉課長 | 中城多喜恵 | | |
| 三瓶支所生活福祉課長 | 兵頭 俊也 | | |
| 医療対策室長 | 亀岡 敦志 | | |
| 医療対策室係長 | 片山 裕介 | | |
| 市民病院事務長補佐 | 竹内 寿男 | | |
| 市民病院係長 | 稲葉 和司 | | |
| 野村病院事務長補佐 | 富永 一彦 | | |
| 野村病院係長 | 西森 潤 | | |
| つくし苑事務長補佐 | 松崎 美智 | | |
| 人権啓発課長補佐 | 三好俊一郎 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 武内幸希典 | | |
| 環境衛生課係長 | 三好 進祐 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 井上 理恵 | | |

開会 午前9時00分

○酒井副委員長

これより令和4年第4回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たり委員長より挨拶があります。

○竹崎委員長

委員長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

次に藤井医療介護部長より挨拶をお願いいたします。

○藤井医療介護部長

藤井医療介護部長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【医療介護部】

【医療対策室】

○竹崎委員長

それでは早速ですが、議案審査に入りたいと思います。

まず、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

亀岡医療対策室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

それでは、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」につきまして、医療対策室関係予算の御説明を申し上げます。

今回の補正は、八幡浜地区施設事務組合の繰越金確定によります減額補正及び旧国保診療所の電気料高騰による増額補正をするものでございます。

まず歳出でございますが、補正予算書17ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費のうち、光熱水費ですが、電気料高騰によります料金補正といたしまして、高山診療所分18万3000円と俵津診療所分38万1000円の合計56万4000円を増額しております。また、同じ、1目保健衛生総務費の18節負担金補助及び交付金のうち、負担金となりますが、八幡浜地区施設事務組合の議会が終了し、一次救急休日夜間

診療所事業の前年度繰越金額の確定によります各市町負担金額が確定したことにより76万9000円を減額しております。

これに伴う歳入につきましては、予算書11ページをお開きください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、4節衛生費雑入としまして、旧国保診療所を貸与しておりますたんぼ俵津診療所、米田歯科俵津診療所、浅野歯科高山診療所から電気料負担分として合計41万8000円を増額しております。

また、21款市債、1項市債、9目衛生債、1節保健衛生債では、休日・夜間急患センター運営負担金事業は、起債を充当しておりますので、充当額70万円を減額しております。

以上で、医療対策室所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○竹崎委員長

亀岡室長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

八幡浜地区施設事務組合負担金事業の76万9000円の減額についてお尋ねいたします。

実績に基づく確定によるということでしたが、負担率はあらかじめ定まっていると思いますけれども、この返還については、要するに三瓶第3分署がどのくらい使って、どのくらいかかったということによるものではなくて、あらかじめ全体の負担率のほうから、これだけ減ったという減額になるのでしょうか。その根拠をお尋ねします。

○亀岡医療対策室長

施設事務組合の一次救急診療所につきましては、あらかじめ当初から負担割合が決定しております。それに基づきまして今回、議会が終了して確定したことによって、その負担割合によって減額をしておるところでございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正

予算（第8号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時11分）

【病院】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前9時12分）

続きまして、議案第156号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について、麓西予市市民病院事務長の説明を求めます。

○麓西予市市民病院事務長

議案第156号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、（4）主な建設改良事業のうち、医療器械備品購入費を80万円増額し、合計1億4284万2000円としております。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収入において、1款病院事業収益、2項医業外収益に2300万円を追加し、病院事業収益の総額を40億4392万3000円とし、支出において、1款病院事業費用、1項医業費用に2900万円を追加し、病院事業費用の総額を46億7145万5000円とするものでございます。

第4条資本的支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費において80万円増額し、資本的支出の総額を6億8628万9000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1931万1000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33万2000円及び過年度分損益勘定留保資金2億1897万9000円で補填するものでございます。

第5条他会計からの補助金につきましては、（8）その他経費補助を2300万円増額するものでございます。

それでは、本補正予算のうち、西予市市民病院分について御説明いたします。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料の増額を行うものでございます。

予算書20ページをお開きください。

事項別明細書、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、7節光熱水費で、電気料2300万円を増額し、医業費用の総額を26億1400万円といたしております。

続きまして、予算書19ページをお開きください。

その財源といたしましては、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金で、その他一般会計補助金2300万円を計上し、医業外収益の総額を5億5572万7000円といたしております。

以上、西予市市民病院分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

続きまして、垣内野村病院事務長の説明を求めます。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明いたします。

野村病院におきましても、補正の主なものは、西予市市民病院同様、電力の価格高騰により不足する電気料の増額を行うものでございます。

予算書21ページをお開きください。事項別明細書で御説明いたします。

収益的支出の補正につきましては、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、7節光熱水費で、電気料600万円を増額し、医業費用の総額を18億5526万8000円といたしております。

続いて、予算書22ページをお開きください。

資本的支出の補正につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費、1節医療器械購入費で80万円を増額し、建設改良費の総額を6146万6000円といたしております。購入する医療器械としましては、フォルダー心電計1台を予定しております。

以上、議案第156号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、野村病院分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

麓事務長並びに垣内事務長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

部長に多分これ聞かんといかんと思うんですけど、これ本会議でも聞いたんですけども、今回も600万円以上の電気料金の補正が上がってるんですが、これは四国電力が28%上げようとしてる、来年4月1日から。それに加味したものじゃなしに現在の分で、3月31日までの分でこれだけの電気料が上がってると。医療関係の施設で全体ではどれぐらい見てるんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時20分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時25分)

○藤井医療介護部長

今回の補正につきましては、現状の価格高騰による3月末までの推計によりまして不足する分を計上させていただいておりますので、先般報道等でありました四国電力の高騰に関しましての部分については、今回は計算に入れておりません。

以上でございます。

○竹崎委員長

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第156号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」について採決を行います。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時26分)

【つくし苑】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時27分)

続きまして、議案第157号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について、岩本つくし苑事務長の説明を求めます。

○岩本つくし苑事務長

議案第157号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について、

御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料の増額補正を行うものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では、施設事業収益の施設運営事業外収益、支出では、施設事業費用の施設運営事業費用、いずれも同額の440万円を増額し、収入の施設事業収益総額を6億808万6000円、支出の施設事業費用総額を6億4465万2000円といたしました。

なお、第2条の収益的収支の補正につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

1款施設事業収益、2項施設運営事業外収益、2目他会計補助金は、一般会計から受ける補助金として440万円を増額するものであります。

次に、10ページをお開きください。

1款施設事業費用、1項施設運営事業費用、3目経費は、電力の価格高騰により不足する電気料として440万円増額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

岩本事務長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

これまた部長に尋ねるようになると思うんですが、9月に所管事務調査とかいろんな形の中で出た復職看護師さんの現状について、今、多分来年の3月、4月に向けて対応されてると思うんですが、現状どういうことか説明できたらと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時31分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時35分)

○亀岡医療対策室長

愛媛県看護協会のほうに行きまして、県内の潜在看護師等を調査をしながら、市立病院、また、つくし苑等での看護師の状況を聞いているところなんですけど、何分県内のほうでも登録の看護師が少ない。また、南予地区ではさらに少ないということで、大変苦慮しているところでございます。

今後も引き続き、看護師の確保については、潜在看護師、また再任用等も含めまして確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○酒井副委員長

今年3月末で退職される看護師さんは何名ぐらいおられるんですか。各全部の病院も診療所も入れて。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時36分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時37分)

○藤井医療介護部長

3月末で定年退職される看護師は4名でございます。

○酒井副委員長

その中で再任用を希望されてる看護師さんは何名ですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時38分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時38分)

○藤井医療介護部長

先ほど室長からもありましたように、看護師不足ということで、私どもとしては、退職後も勤務していただきたいということで再任用をお願いをしているところでございますが、今のところ希望してるかどうかにつきましては、総務課のほう把握しておりますので、私どものほうからは回答できませんので御了承いただきたいと思います。

○酒井副委員長

普通職員、一般職の再任用については、待遇が非常に落ちるわけです。現在のような看護師不足の中で、非常に厳しい状態の中で、医療体制が保てないような状態の中でしたら、特別に看護師さんなんかは、待遇の減額とかいうことは私は考えるべきじゃないと思うんですが、部長、総務課とかそういうところで対応されておりますか。

○藤井医療介護部長

看護師さんに限らず、医療従事者の処遇改善については、おっしゃるとおりに、今後も含めてですが、そういったところを考えていかないと、医師にしる看護師にしる確保ができませんので、そこは十分に今後も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○酒井副委員長

対応というよりも早く、来年の4月ぐらいからもうしっかり結論を出して、検討するとか、いつまでも行政の答弁は検討するとか、そういうのがずっと続いてますんで、これは英断をもって、やはり看護師不足っていうのが非常に今問題になってます、医療関係の中で。その辺りは英断をもって、やはり議題に上げて、検討するではなしに実行するのほうに言葉を変えるぐらいの答弁をいただきたい。これで終わります。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第157号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時40分)

【生活福祉部】

【人権啓発課】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時50分)

最初に、一井生活福祉部長の挨拶を求めます。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○竹崎委員長

それでは、議案審査に移ります。

議案第116号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山下人権啓発課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、議案第116号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市宇和小森会館と西予市宇和ふれあいセンターにつきましては、社会福祉法に基づく隣保事

業を実施する施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として設置している施設でございます。

本件は、施設の使用料に関する規定を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

各施設の使用料等につきましては、平成 16 年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていたところでございます。

今回の使用料見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し、市民サービスの質を低下させることがないように、公共施設の維持管理、運営の適正化を図るものであります。

改正の内容としましては、条例第 11 条使用料の減免規定を市で統一したものとし、第 10 条関係、使用料の別表について、基本使用料を 1 時間当たりの料金に変更し、冷暖房加算を削除することとしております。

以上、議案 116 号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山下課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

冷暖房料金の項目を削除するという話ありました。他の施設でも同様なことがありましたが、この根拠についてお伺いしたい。なぜ削除されるんでしょうか。

○山下人権啓発課長

冷暖房費の削除した根拠についてという質問でございますが、こちらにつきましては、財政課主導による財政課の改定基準により定められたもので、他の条例につきましても同様に廃止になっているものと思われまして、実際の根拠につきましては、私、はっきりした根拠を今現在把握しておりません。申し訳ございません。

○竹崎委員長

財政課の基準に従ったという答弁でありました。

よろしいですか。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 116 号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 57 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 57 分)

次に、議案第 151 号「西予市一般会計補正予算(第 8 号)」について、山下課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、人権啓発課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 15 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目社会福祉施設費 2298 万 6000 円を 49 万 2000 円増額し 2347 万 8000 円とするものです。補正額 49 万 2000 円の内訳は、宇和小森会館の和室のエアコンが故障し、設置から 31 年が経過する機種のため、基盤がなく修繕対応ができないため、エアコン 1 台の購入費 39 万円を計上するものでございます。また、既存機の撤去及び冷媒破壊処理費用 10 万 2000 円もあわせて計上させていただいております。

よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山下課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

小さいことですが、31 年過ぎてると先ほど言われました。耐用年数の基準とかというも

のがなく使える間は使ってたということでしょうか。

○山下人権啓発課長

故障したエアコンが設置してあるのが、小森会館の増設した和室に設置してあるものですが、増設した当時に設置された平成初期のものでございまして、言われたように、使える間使ってたという形でございます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 00 分）

【環境衛生課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 04 分）

続きまして、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

大塚課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、環境衛生課所管分について、予算書に基づき御説明させていただきます。

環境衛生課所管の債務負担行為分について御説明いたします。

予算書 5 ページをお開き願います。

上から 7 番目になります宇和清掃センターで使用する小型車両系建設機械（バックホウ）リース料として 78 万 4000 円を限度額として設定しております。宇和清掃センターにおいて、廃棄物の選別、積込み等の作業で使用している重機、バックホウのリース契約が令和 5 年 3 月 31 日満了となりますが、作業において、令和 5 年 4 月 1 日

からもあり、年度内での入札及び契約を行うために設定するものでございます。

次に、上から 8 番目は、野村クリーンセンターで使用する小型車両系建設機械（バックホウ）リース料として、令和 5 年度 80 万 3000 円を限度額として設定しております。理由といたしましては、先ほど御説明させていただきました宇和清掃センターと同じ理由でございます。

次に、上から 9 番目、発泡スチロール処理業務委託料として 294 万 8000 円、10 番目、一般廃棄物（木質系粗大ごみ）運搬業務委託として 105 万円をそれぞれ限度額として設定しております。これらの業務は、市内全域から排出される発泡スチロールの処理業務委託、宇和清掃センターから処理施設までの木質系粗大ごみの運搬業務委託となっており、令和 5 年 3 月 31 日に期間満了となりますが、令和 5 年 4 月 1 日から運搬処理作業があり、年度内での入札及び契約を行うために設定するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。

予算書 17 ページを御確認ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目葬祭費、10 節需用費のうち、宇和光浄苑管理運営事業の光熱水費において、電力の価格高騰により不足する電気料の 35 万 4000 円を計上しております。

以上、令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）の環境衛生課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

大塚環境衛生課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

5 ページの発泡スチロール処理業務委託と一般廃棄物（木質系粗大ごみ）運搬業務委託、これ 2 件とも入札で行われているわけですか。

○大塚環境衛生課長

債務負担行為を受けまして、4 月 1 日に契約できるようには入札でやっております。

○竹崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 12 分）

【健康づくり推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 15 分）

では続きまして、健康づくり推進課所管分に入ります。

議案第 117 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

大野本課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

それでは、議案第 117 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

保健センター及び保健福祉センターにつきましては、市民の健康保持及び福祉の向上を図るため設置している施設でございます。

本件は、施設の使用料に関する規定を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

各施設の使用料等につきましては、平成 16 年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていたところでございます。

今回の使用料等の見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し市民サービスの質を低下させることがないよう、公共施設の維持管理、運営の適正化を図るものであります。

改正の内容としましては、条例第 12 条使用料の減免規定を市で統一したものとし、第 11 条関係、使用料の別表について、基本の使用料を 1 時間当たりの料金に変更し、冷暖房加算を削除する

こととしております。

以上、議案第 117 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

大野本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようです。以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 117 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 18 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 18 分）

続けて、議案第 118 号「西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

大野本課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

それでは、続きまして、議案第 118 号「西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

明浜健康管理センターは、西予市国民健康保険被保険者の健康づくり及び健康意識の普及啓発を図るとともに、各種健康診査を実施し、疾病の早期発見及び早期治療を目指すこと並びに保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、地域住民の保健活動の場に資することを目的に設置している施設でございます。

今回、議案第 117 号と同様に、市の使用料の見直し方針に基づき、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容としましても同様でありまして、条

例第 12 条使用料の減免規定を市で統一したものと、第 11 条関係、使用料の別表において、基本使用料を 1 時間当たりの料金に変更し、冷暖房加算を削除することとしております。

以上、議案第 118 号「西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

大野本課長の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 21 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 25 分)

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 118 号「西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 25 分)

【市民課】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 31 分)

続きまして、市民課所管分の議案審査に移ります。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」及び議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。

谷口課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」並びに、議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」につきましては、関連がご

ざいますので一括して御説明申し上げます。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」の市民課所管分について、補正予算書に基づき説明申し上げます。

一般会計補正予算書の 17 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。歳出について説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、27 節繰出金、診療所勘定繰出事業、補正額 20 万 7000 円の増額補正でございます。電力の価格高騰により、診療所施設において不足する電気料を一般会計からの繰出金として計上するものがございます。国民健康保険特別会計補正予算で後ほど説明させていただきます。

次に、9 ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金、補正額 1399 万 2000 円の増額補正でございます。歳出は、情報推進室所管の電算システム開発導入事業で、令和 5 年度の試行運用に向けた戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修分への充当となります。

以上で、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」の市民課所管分についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」につきまして、補正予算書に基づき説明申し上げます。

事業勘定から説明させていただきます。国民健康保険特別会計補正予算書の 12 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出について説明いたします。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、24 節積立金、財政調整基金積立事業、補正額 855 万 4000 円の減額補正でございます。保険給付費等交付金、災害等臨時特例補助金の返還が生じたことから、積立て予定の一部を償還金に充てるため減額調整するものがございます。

続きまして、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、22 節償還金、償還金事業、補正額 2225 万円の増額補正でございます。過年

度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金の確定による精算、令和3年度災害等臨時特例補助金の実績確定に伴い補助金を返還するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

歳入について説明申し上げます。

5款県支出金、2項県補助金、4目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金、補正額197万2000円の増額補正でございます。令和3年度の実績確定に伴う交付金の追加交付によるものでございます。

続きまして、9款諸収入、4項雑入、6目雑入、1節雑入、補正額1172万4000円の増額補正でございます。令和3年度分国保連合会普通交付金収納事務における余剰金の返還に伴う増額でございます。

以上が、事業勘定の補正予算でございます。

続きまして、診療施設勘定会計歳入歳出補正予算について説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算書の16ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、10節需用費、一般管理事業、補正額20万7000円の増額補正でございます。電力の価格高騰により、土居診療所において不足する電気料を増額するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

歳入について説明申し上げます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、補正額20万7000円の増額補正でございます。電力の価格高騰により不足する土居診療所の電気料増額に伴い、一般会計からの繰入金として計上するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

債務負担行為について説明申し上げます。

円滑な医事業務の推進を目的に、二及診療所及び周木診療所で使用している医事会計システムについて、リース契約満了に伴い機器更新が必要となります。稼働に当たり、令和5年1月から仕様の検討など事前準備を進める必要があるため、両診療所において、システム更新委託料275万円、債務負担行為計上するものでございます。

以上で、議案第152号「令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について

の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今説明あったちょっと議案とは違うんですけども、所管ということで、市民課でマイナンバーカードですよね。今国もいろんなポイントを付与して、かなり今増えてきて、60数%というのは聞いているんですけども、国が目指しているのは、いつまでにどういうところまで目指しているのかということと、あとそのために西予市としてあと何をせないかんのかみたいな問題点というか課題点がありましたら教えていただきたいなと思います。

○谷口市民課長

ただいまのマイナンバーカードについての御質問について回答申し上げます。

まず、今現在西予市の交付率が11月末現在で63.35%でございます。国は、令和5年度までに国民全員がカードを取得するという目標を今進んでおります。

西予市においても、マイナンバーカードの取得について、特に今年度強化的に取組を進めているところでございます。一番はやはりなかなか仕事とか学校とかがあったりして、市役所が空いている時間に市役所に足を運ぶことができない方、その方たちについても取得を求めるといって、今年度特に出張申請に強化取組してまいりました。今現在は特に福祉施設、12月回ってるんですが、いろんな企業とか学校とか、そういうところの出張申請に取り組んでまして、合計で460件ほど、窓口とは別個で、今出張申請の実績がございます。

これからもこの出張申請に取り組むとともに、まだどうしても周知が行き届かないところもありますので、定期的に周知をしながらマイナンバー取得に向けて取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 44 分）

【福祉事務所】

【福祉課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 47 分）

続きまして、福祉課所管分の議案審査に移ります。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

池田福祉課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、福祉課所管分について御説明いたします。

初めに歳出予算から御説明いたします。

補正予算書の 15 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費、事業概要、障がい者福祉庶務事業でございますが、補正予算額 559 万 1000 円のうち 553 万円につきましては、県の監査により、市外障害福祉サービス事業所において不正利得が認められたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、返還金及び加算金等の請求を行ったところ、事業所から返還がありましたので、昨年度分の実績報告において調整国庫負担金を除く、国及び県交付済負担金の返還金を計上するものでございます。

同じく、障がい者福祉庶務事業、補正予算額 559 万 1000 円のうち 6 万 1000 円につきましては、令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査実施について、厚生労働省から通知があったことを受けて、調査実施に要する経費を計上するものでございます。

続きまして、予算書 17 ページを御覧ください。

3 款民生費、4 項災害救助費、1 目災害救助費、事業概要、災害援護資金貸付事業 147 万 7000 円でございますが、平成 30 年 7 月豪雨災害における災害援護資金貸付金償還金において、償還が開始された償還金のうち、繰上げによる一括償還の申出を受入れたことに伴い、県への償還金及び利子補給金を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書 9 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、社会福祉費県補助金 7 万 2000 円の増額でございますが、そのうち 1 万 2000 円につきましては、令和 4 年国民生活基礎調査等を実施するに当たり、調査に係る事務費用について交付決定がなされたことにより受入れするものでございます。また、生活のしづらさなどに関する調査交付金 6 万円につきましても同様に、調査実施に係る調査員報酬及び事務費につきまして交付決定がなされたため受入れするものでございます。

災害援護資金利子補給補助金 1 万円でございますが、繰上償還利息分の 2 分の 1 を利子補給補助金として受入れするものでございます。

続きまして、予算書 11 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入 147 万 9000 円の増額でございますが、災害援護資金貸付金償還金一括償還の貸付金元利収入として受入れするものでございます。

続きまして、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、障害者総合支援給付費負担金返還金 1143 万円ですが、歳出で説明いたしました不正利得に対する市外障害福祉サービス事業所からの返還金を受入れするものでございます。

以上、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、福祉課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

池田課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

生活のしづらさという言葉が何回かありました。これに関する調査ということでしたけれども、具体的にその項目とかそういう詳細ありましたら教えていただきたいと思います。

○池田福祉課長

この調査なんですけれども、調査の目的ですが、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とする、そういったために在宅の障がい児、障がい者の方の生活実態とニーズを把握することを目的にしている調査でございます。本年野村地区と三瓶地区、一部の地域なんですけれども、約 31 世帯を対象に調査することになっております。

以上です。

○中村委員

おおよその対象世帯については今御答弁いただきました。

私がお聞きしたかったのは、生活のしづらさという調査するという、それはアンケートのようなものなのか、それは詳細に言うとどういうことを聞いているのかということをちょっとお尋ねしたかったんですけどね。お答えできますかね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 54 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 55 分)

○池田福祉課長

今ほどの調査内容、調査手段についてなんですけれども、調査員が調査の地区を訪問しまして、調査の趣旨を説明したアンケート方式になろうかと思えます。内容につきましては、対象世帯のうちに障害手帳を持つとる方などがもう対象になるんですけれども、生活の状況ですとか、障がいの施策についていろいろお伺いするものだと思っております。

以上です。

○竹崎委員長

ほかにありませんか。

○酒井副委員長

先ほどから不正とかという言葉が出てきておるんですけれども、どういう事案であったか、説明

できるんでありましたら、場所、そしてどういう事案であるか、説明願ったと思います。

○池田福祉課長

市外障害福祉サービスの不正利得の案件でございますけれども、市外のグループホームについて、人員基準違反、不正請求、それから虚偽報告などの案件が認められたということで、県から指定サービスの指定の取消しなどの処分がなされたということで通知がございました。

以上です。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○中村委員

もう 1 点すみません。災害援護貸付金、繰上げでというお話ありました。これ今んところ、残高としてどのくらいあるかって聞うて構いませんかね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 57 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 57 分)

○池田福祉課長

平成 30 年 7 月豪雨災害における災害援護資金でございますけれども、貸付実績としまして 6 世帯に貸付けを行っております。その 6 世帯のうち、既に 2 件は令和元年度と 3 年度に繰上償還による一括償還で償還済みになっております。今回残り 4 世帯のうちの 1 世帯の方から繰上償還のお申出がありました。それを償還したとしましたら、残り 3 世帯になるわけなんですけれども、令和 5 年以降の償還予定で約 420 万円の残となっております。

以上です。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 58 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 59 分)

○池田福祉課長

先ほどの生活のしづらさなどに関する調査の対象世帯なんですけれども、正しくは、野村地区においての対象世帯数が 42 世帯、三瓶地区においての対象世帯が 31 世帯となっております。訂正させていただきます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 00 分）

【長寿介護課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 08 分）

これより長寿介護課所管分の議案審査に移ります。

初めに、議案第 106 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 106 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」関連がございますので御説明申し上げます。

本議案は、市内 27 地域に地域づくり活動センターを設置し、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開するとともに、地域の実情に応じた行政サービスの向上を図るため、その設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

本条例の制定により、西予市老人福祉センター条例の廃止を行うこととしておりますので御説明を申し上げます。

西予市明浜老人福祉センターは、老人福祉の拠点として、生活健康相談、教養娯楽、憩いの場として、潤いと生きがいを増進し、老人に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置されており、俵津公民館と併設して建設されている建物です。地域づくり活動センターの業務の一つに、市民と市との協働による住民福祉の増進にすることと規定されており、今後は、地域づくり活動センター内で老人福祉センターが担っていた機能

を継続できると考えております。

このことから、西予市明浜老人福祉センター及び俵津公民館を俵津地域づくり活動センターへ移行することとし、西予市老人福祉センター条例を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

福祉センターの場合は、規定で 60 歳以上が使えるようになっておりました。これが結局活動センターになりますと、60 歳以下の人も同じように使えるという説明がありましたのですが、40 歳の人も 50 歳、60 歳までの人も使えるという解釈でよろしいんですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 11 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 11 分）

○土居長寿介護課長

はい、その考え方でかまいません。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 106 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」御

説明申し上げます。

西予市宇和福祉センターは、西予市における社会福祉活動の向上と充実を図り、社会福祉の発展に資するため設置されております。

本件は、施設の使用料に関する規定を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

各施設の使用料等につきましては、平成 16 年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていたところでございます。

今回の使用料等の見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し、市民サービスの質を低下させることがないよう、公共施設の維持、管理運営の適正化を図るものであります。

改正の内容としましては、条例第 8 条使用料の減免規定を市で統一したものとし、第 7 条関係、使用料の別表について、基本使用料を部屋ごとに区分を設定、1 時間当たりの料金に変更し、冷暖房加算を削除することとしております。

以上、議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 14 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 15 分)

○宇都宮委員

こちらの施設なんですけれども、寄附していただいた部分とコンクリの部分とあると思うんですけど、コンクリの部分に関しては、耐用年数の関係で先々にはもう壊しますという話を聞いていたと思うんですけど、その辺りの計画はどうなっているのかお尋ねします。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 15 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 16 分)

○土居長寿介護課長

ただいまの委員の御質問についてお答えいたします。

宇和福祉センターにつきましては、公共施設管理計画の中にも載っておりまして、令和 6 年度中には建物の方向性について検討していくという形になっております。

なお、このところに老人憩の家と高齢者創作館があるわけなんですけど、この 2 つの建物につきましてはかなり老朽化しておりますので、方向性のほうも検討していくということになっております。以上です。

○宇都宮委員

分かりました。寄附・寄贈されたところの建物の部分もいろいろと雨漏りがあったり修繕があったり、どこもそうやと思うんですけど、寄贈されたものということで、手当てをちゃんとして大事に使っていただけたらと思います。よろしく願います。

○土居長寿介護課長

ただいまの委員からの御質問ですが、寄贈いただきました建物につきましても、今後どのようにしていくのか、きちんと大切にしていくように協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」御説明申

上げます。

西予市老人憩の家は、西予市在住の老人の教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進を図り、明るく楽しい老後を保障することを目的として設置されております。

今回、議案第 119 号と同様に、市の使用料の見直し方針に基づき条例の一部改正を行うものであります。

改正内容としまでも同様でありまして、条例第 11 条使用料の減免規定を市で統一したものとし、第 10 条関係、使用料の別表について、基本使用料を部屋ごとに区分を設定、1 時間当たりの料金に変更し、冷暖房加算を削除することとしております。

以上、議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 19 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 24 分)

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

先ほど、老人憩の家ってあるんですけども、条例が地区ごとに。今回改正になって、福祉センターが俵津地区になくなるんで、老人の集まるってところの施設が総体的になくなるわけですよ。だからそういうことに関してもこれからは配慮していただきたいなど、こういうふうに考えるんですがいかがでしょうか。

明浜地区でしたら、田之浜地区、高山地区、狩江地区全部あるわけですけども、結局的に俵津地区だけが老人が集えるところなくなる。そういうようになってくるんじゃないかと思うんですが、その見解についてお聞かせ願います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 25 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 28 分)

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど酒井委員申されました条例上におきまし

て、各地域の間で不公平感というのが存在をしておるとい運営上はそのとおりかなと思っております。

今回俵津地区等におきましても地域づくり活動センターということで、広く子どもからお年寄りまで 3 世代交流、世代間交流ということの活用というのもセンターの中では見込んでおりますので、そちらのほうを利用していただくことになろうとは思いますが、できるだけそういう不公平感が感じられないような配慮をというのは考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市介護予防施設は、高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進、介護知識、介護方法の普及など、介護予防の拠点施設として利用するため設置されているもので、現時点で、西予市三瓶地区において、垣生、朝立、蔵貫、皆江の 4 施設がございます。

しかしながら、垣生介護予防センターにおきましては、旧垣生保育園の園舎を転用したもので、1971 年に旧耐震基準で建設され、2001 年の転用の際に改修工事を実施しておりますが、耐震改修工事は未実施となっております。また、建築から

51 年が経過し老朽化が顕著となっており、平成 28 年度から利用休止の状況にあります。また、皆江ふれあいプラザにつきましては、地区老人クラブが主な利用団体であり、利用団体も特定され利用者が少なく、今後の増加や拡大は見込めない状況にあります。朝立ふれあいプラザ、蔵貫ふれあいプラザにつきましても、市主催の介護予防事業の取りやめなどで利用団体の固定化が進み、両施設ともに稼働率が 10%以下と低いことから、今後の施設の利活用について、地域と検討を重ねているところでございます。

本議案は、各施設の利用状況等のほか、実施されていた介護予防事業等が他の施設で展開可能であること。また、今後の介護予防事業は、地域包括支援センターを核として、地域の実情に合わせて推進、展開するものであることから、介護予防拠点施設としての当初の役割は果たしたと判断し、西予市介護予防施設条例を廃止するものです。

以上、議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 33 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 37 分)

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 38 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 38 分)

続きまして、議案第 151 号「令和 4 年度西予市

一般会計補正予算(第 8 号)」を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、長寿介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに歳出予算から御説明いたします。

予算書の 17 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、18 節負担金補助及び交付金に 219 万 9000 円を増額計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施するもので、当初予算におきまして、西予市に住所のある方で、高齢者福祉施設等に新規、または短期入所する方及び高齢者施設等で自主検査が必要と判断された職員に対して新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を計上しておりました。

県内では、本年 6 月下旬以降、新型コロナウイルス感染者が急増したことから、高齢者施設等における陽性者の早期発見のため、新たに抗原検査キットを使用した自主検査も補助対象に拡充されました。このことから、今回の補正予算におきまして補助対象の拡充に伴い、実績に増加等が見込まれたことから補助金を追加計上しております。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。

予算書の 9 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、新型コロナウイルス感染症検査事業費県補助金 224 万円を増額計上しております。これは先ほど歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に充当しております。なお、同補助金につきましては、抗原検査キットを使用した自主検査を対象とする拡充措置後、検査費用の全額が補助の対象となる 3,000 円を下回る抗原検査の実施が多く見込まれることから 274 万円の歳入を見込み、当初措置していた 50 万円に差引きし 224 万円を増額補正するものです。

以上、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、長寿介護課所管分の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

○中村委員

西予市内の高齢者施設でコロナが発生した、確か例を聞いた様な気がするけれども、ありましたよね。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 42 分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 52 分)

○土居長寿介護課長

それでは、ただいま御質問いただいた件につきましてお答えさせていただきます。

新型コロナの陽性の確認につきましては、各施設等から報告が上がっておりますが、公表は控えさせていただきます。

○中村委員

各施設において、先ほどありました抗原キットの使い方について、少し詳しく教えていただけたらと思います。

○土居長寿介護課長

抗原検査キット等の使い方につきましては、各施設の判断に任せているわけなんですけど、まず、用意する方法につきましては、各施設におきまして補助で購入されているところもございますし、国や県から配布されるものによって活用されているところです。

なお、先ほども申し上げましたように、例えば県外との往来であるとか、濃厚接触者がいらっしやるとか、そういうことにつきましては、各施設の判断で対応していただいております。

以上です。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可

決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 53 分)

【子育て支援課】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 00 分)

それでは、続きまして、今度は子育て支援課の議案審査に移らせていただきます。

議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

子育て支援の取組として、子ども医療費に対する助成は、子どもの健全育成及び保護者の経済的負担軽減等、子どもを安心して産み育てられる子育て環境の充実や福祉の増進に大きく寄与するものととらえており、段階的に対象を拡充してまいりました。

今回、令和 5 年 4 月から子ども医療費の自己負担分の全額助成の対象を原則 18 歳以下までに拡充し、医療費受給者資格証を医療機関の窓口で提示する現物給付方式により実施してまいります。

実施に当たり、重複受診の防止、診療時間内の受診勧奨、健康づくりの推進の 3 点について周知することにより、医療の適正受診や医療費の高騰防止に努め、子ども医療費助成の拡充を進めていくため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

数年前から 16 歳以下については医療費無償化が持ってたと思います。あの制度を導入する前に、無償化すると、軽いことでも受診がいっぱい増えて医療費が膨らむのではないかという危惧があり

ましたけれども、現状どうなっていますでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

中学生卒業までの医療費につきましては、令和3年度から実施させていただいておりますけれど、コロナの影響もあるのかもしれませんが、思ったより受診の件数、費用ともに伸びておりません。適正に受診していただいているというふうに子育て支援課では感じております。以上です。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

今御説明の中で、現物給付で、カードをお渡しするということやったんですけども、年度末で18歳になった人のカードの回収とか、不正使用じゃないですけど、そういうことに関してのやり方みたいなのはちょっと分かったら教えていただけたらと思います。

○宇都宮子育て支援課長

期限付の受給者証でございますけれど、期限が過ぎたものについては回収いたしております。

医療機関で提示したときに資格者証を確認していただいて、それによってレセプト申請をしていただくので、その時点で使えないということで考えておりますので、回収は現在いたしております。以上です。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○竹崎委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第138号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時14分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午後1時14分)

続きまして、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」について議題とい

たします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」の子育て支援課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の16ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費883万1000円の減額補正でございます。事業概要、子ども医療費助成事業につきまして、医療費の無償化の対象年齢を令和5年4月から18歳以下まで拡充するために必要な受給者証発行等に要する経費190万6000円の増額補正を計上するものでございます。主な内容といたしましては、消耗品費、印刷製本費17万3000円、申請や受給資格者証送付に伴う郵券料172万6000円、コピー使用料7,000円でございます。なお、システム改修につきましては、予算書13ページの2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費の補正額1937万4000円のうち65万2000円を計上させていただきます。

事業概要、児童福祉施設整備事業につきましては、令和4年4月に社会福祉法人三瓶福祉会に民間移管した三瓶ひまわり保育所の施設整備に係る補助金1073万7000円の減額補正をするものでございます。社会福祉法人三瓶福祉会が、当初計画しておりました改修内容の見直しにより、国・県との協議の結果、保育所等整備交付金の補助割合が3分の2から2分の1に変更になったことから減額となったものでございます。

歳入につきましては、予算書の9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、保育所等整備交付金において、国庫補助対象事業費の減額に伴い1263万3000円の減額補正を計上させていただき、予算書6ページの過疎対策事業債190万円増額補正を計上させていただきます。

予算書の16ページにお戻りください。

4目保育所費につきましては366万9000円の増額補正でございます。事業概要、俵津・野村・しろかわ保育所管理運営事業につきまして、それぞれの施設において、電力の価格高騰により不足する電気料について250万1000円を計上させていただきます。

事業概要、会計年度任用職員給与費でございますが、野村保育所に勤務する保育士の育児休業に伴い、代替保育士の任用に係る給与費 116 万 8000 円を計上させていただいております。

続きまして、5 目児童館費につきましては 79 万 3000 円の増額補正でございます。宇和・野村児童館管理運営事業におきまして、電力の価格高騰により不足する電気料について 79 万 3000 円を計上させていただいております。

以上で、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

保育所費、児童館費ともになんですけれども、公立以外の民間保育所に関しての、こういう補助というか助成みたいな感じはあるんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 15 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 19 分）

○宇都宮子育て支援課長

他の施設につきましては、西予市社会福祉施設等原油価格高騰対策事業により補助をしているところでございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○宇都宮委員

2 点お伺いしたいんですけど、まず 1 点、医療費助成の分の受給者証の郵券料等の説明があったと思うんですけど、大体対象の方の手元に届くのはいつ頃になるのか教えていただけたらと思います。

○宇都宮子育て支援課長

今議会で議決いただきましたら、早急にシステム改修を行いまして、対象者の方に御案内の文書を発送し、申請書を提出していただき、3 月中旬の予定を考えております。以上です。

○宇都宮委員

もう 1 点、野村保育所の代替保育士という説明

があったかと思うんですけども、保育士さん不足ということをよく耳にするんですけど代替の保育士さんというのは、どこから代わって来られるのか 1 年間とか期間で来られるのか、その辺りを説明いただけたらと思います。

○宇都宮子育て支援課長

代替保育士につきましては、ただいま募集をかける準備をしております。以上です。

○竹崎委員長

ただいま募集の準備ということですね。

○宇都宮委員

ちょっと細かいことになるんですけど、その募集の方法としては、その期間で、この期間だけしてくださいというので募集をかけられるのか、一般的な保育士さんとして募集かけられるものなのか教えていただけたらと思います。

○宇都宮子育て支援課長

代替保育士の任用期間につきましては、育児休業期間を代替する期間のみの募集になります。以上です。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 22 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 22 分）

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

閉会 午後 1 時 22 分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 竹崎 幸仁